

別表 3

| 営業種 | 検査対象 | 検査内容 | | | 検査回数 |
|-----------------|--|---|---|-----|--------------------|
| | | 添加物等 | 微生物 | 異物等 | |
| 飲食店営業 | 調理加工して提供する食品 | | 細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、腸炎ビブリオ | | 年6回 |
| 菓子製造業 | 菓子類 | 保存料、漂白剤、甘味料、着色料、酸価、過酸化物品価（油菓子のみ）、酸化防止剤 | 細菌数、大腸菌群、E. coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、カビ、酵母 | 異物 | 年2回 生菓子にあっては年6回 |
| あん類製造業 | あん類 | 保存料、漂白剤、着色料、シアニン化合物（シアニン含有豆使用のものに限る） | | | 年2回 |
| アイスクリーム類製造業 | 氷菓 | 甘味料、着色料 | 細菌数、大腸菌群 | | 年2回 |
| | アイスクリーム、アイスマルク | 乳固形分、乳脂肪分、着色料 | 細菌数、大腸菌群 | | 年2回 |
| | ラクトアイス | 乳固形分、着色料 | 細菌数、大腸菌群 | | 年2回 |
| | ソフトクリーム（飲食店営業において製造するものも含む） | | 細菌数、大腸菌群 | | 年6回 |
| 乳処理業 | 牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳、殺菌山羊乳、特別牛乳 | 無脂乳固形分、乳脂肪分、比重、酸度 | 細菌数、大腸菌群、生乳の細菌数 | 異物 | 年4回 |
| | 牛乳 | 残留農薬 | | | 年1回 |
| | 生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳 | 抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤 | | | 年1回 |
| 乳製品製造業 | クリーム、バター、バターオイル、プロセスチーズ、濃縮乳、濃縮ホエイ、脱脂濃縮乳、無糖れん乳、無糖脱脂れん乳、加糖れん乳、加糖脱脂れん乳、全粉乳、脱脂粉乳、加糖粉乳、調製粉乳（特殊調製粉乳）、クリームパウダー、ホエイパウダー、バターミルクパウダー、発酵乳、乳酸菌飲料 | 保存料、酸化防止剤、甘味料、乳固形分、無脂乳固形分、酸度、水分、乳脂肪分、糖分、強化剤（グルコン酸第一鉄、銅塩類、亜鉛塩類は母乳代替品に限る） | 細菌数、大腸菌群、乳酸菌数又は酵母数、生乳の細菌数 | 異物 | 年2回 |
| | ナチュラルチーズ | | リステリア菌 | | 年2回 |
| | 乳飲料 | 甘味料、着色料 | 細菌数、大腸菌群、生乳の細菌数 | 異物 | 年2回 |
| | 乳等を主原料とする食品の製造業 | 甘味料、酸化防止剤 | 大腸菌群 | 異物 | 年2回 |
| 食肉処理業（食鳥肉処理に限る） | 丸と体、中抜と体のいずれか、テバ、モモ又は生肉のいずれか | | サルモネラ属菌、カンピロバクター | | 年2回 |
| 食肉処理業 | 食肉 | 抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤、ホルモン剤 | | | 年1回 |
| | 生食用の肉類 | | 糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌 | | 年6回 |
| 食肉販売業 | スライスしたハム、ソーセージ等 | | 大腸菌群 | | 年2回 |
| | 生食用の肉類 | | 糞便系大腸菌群、サルモネラ属菌 | | 年6回 |
| 食肉製品製造業 | 食肉製品一般 | 抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤、ホルモン剤（原材料を対象とする） | | | 年1回 |
| | | 発色剤、保存料、着色料、酸化防止剤、水分活性 | 耐熱性菌総数 | 異物 | 年2回 |
| | 乾燥食肉製品 | | E. coli | | 年6回 |
| | 非加熱食肉製品 | pH | E. coli最確数、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、リステリア菌 | | 年6回 |
| | 特定加熱食肉製品 | | E. coli最確数、黄色ブドウ球菌、クロストリジウム属菌、サルモネラ属菌 | | 年6回 |
| | 加熱食肉製品（容器包装後、殺菌） | | 大腸菌群、クロストリジウム属菌 | | 年6回 |
| 加熱食肉製品（殺菌後、包装） | | E. coli、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌 | | 年6回 | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|---|---|---|----|---|
| 魚介類販売業 | 生食用鮮魚介類（調理したものに 限る） | | 大腸菌群、腸炎ビブ リオ | | 年6回 |
| 魚介類せり売営業 | いくら、すじこ及びたらこ | 亜硝酸塩 | 大腸菌群 | | 年2回 |
| | 冷凍ゆでだこ | | 細菌数、大腸菌群 | | 年2回 |
| | 生食用かき | | 細菌数、E. coli最確 数 | | 年2回 |
| | かずのこ | 漂白剤 | | | 年1回 |
| | 冷凍魚、魚介塩蔵品、魚介乾燥品 | 酸化防止剤 | | | 年2回 |
| | 生食用鮮魚介類（身おろしたも のに限る） | | 大腸菌群、腸炎ビブ リオ | | 年4回 |
| 魚肉ねり製品製造業 | 魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉 ベーコン、その他のねり製品 | 発色剤、殺菌剤、保存料、甘味 料、着色料、酸化防止剤 | 耐熱性菌総数 | | 年2回 |
| | | | 大腸菌群 | 異物 | 年6回 |
| 食品の冷凍又は冷蔵業 | 無加熱摂取冷凍食品 | | 細菌数、大腸菌群 | | 年4回 |
| | 加熱後摂取冷凍食品（未加熱） | | 細菌数、E. coli | | 年4回 |
| | 加熱後摂取冷凍食品（加熱済） | | 細菌数、大腸菌群 | | 年4回 |
| 食品の放射線照射業 | ばれいしょ | 吸収線量 | | | 年4回 |
| 清涼飲料水製造業 | 清涼飲料水 | 残留農薬（許容量の定められた 原材料使用の場合に限る） | | | 年1回 |
| | | 鉛、ヒ素、カドミウム、スズ、 保存料（炭酸を含むものを除 く）、着色料、甘味料、漂白 剤、酸化防止剤 | | | 年2回 |
| | | | 大腸菌群、カビ、腸 球菌、緑膿菌※（ミ ネラルウォーターに 限る） | 異物 | 年4回 |
| | 粉末清涼飲料 | 鉛、ヒ素、カドミウム、スズ、 保存料、着色料、甘味料、漂白 剤、酸化防止剤 | 細菌数、大腸菌群 | 異物 | 年4回 |
| 乳酸菌飲料製造業 | 乳酸菌飲料 | 無脂乳固形分、保存料、甘味料 | 大腸菌群、乳酸菌数 又は酵母数 | 異物 | 年2回 |
| 冰雪製造業 | 冰雪 | | 細菌数、大腸菌群 | | 年4回 |
| 食用油脂製造業 | 油脂 | 酸化防止剤 | | 異物 | 年2回 |
| マーガリン又はショ ートニング製造業 | マーガリン又はショートニング | 保存料、酸化防止剤 | | 異物 | 年2回 |
| みそ製造業 | みそ | 保存料、漂白剤、甘味料、酸化 防止剤 | 大腸菌群、カビ、酵 母 | 異物 | 年2回 |
| しょう 醤油製造業 | しょう 醤油 | 保存料、甘味料、酸化防止剤 | カビ、酵母 | 異物 | 年2回 |
| ソース類製造業 | ソース、ピューレ、ケチャップ、 マヨネーズ等 | 保存料、甘味料、酸化防止剤 | | 異物 | 年2回 |
| 酒類製造業 | 清酒、合成酒、果実酒（ビール含 む） | 残留農薬（許容量の定められた 原材料使用の場合に限る） | | | 年1回 |
| | | 酸化防止剤（果実酒）、保存料 （果実酒）、醸造用カルシウム 製剤、不溶性鉍物性物質製剤 （清酒、合成酒に添加の場合） | | 異物 | 年2回 |
| 豆腐製造業 | 豆腐（生） | | 細菌数、E. coli | | 年2回 |
| 納豆製造業 | 納豆 | | サルモネラ属菌 | | 年1回 |
| めん類製造業 | 生めん、乾めん、即席めん、皮 類、自家使用を目的として調整、 製造かんすい | 殺菌料、小麦粉等改良剤、過酸 化物価、酸価、着色料、プロピ レングリコール、かんすい、酸 化防止剤 | カビ（乾めん）、細 菌数、大腸菌群、 E. coli、黄色ブドウ 球菌 | 異物 | 年2回 （ただ し、かん すいにあ っては製 造のつ ど） |
| そうざい製造業 | そう菜、つくだ煮、煮豆、サラダ 類等 | 保存料、漂白剤、甘味料、着色 料、酸化防止剤、過酸化物価、 酸価 | | 異物 | 年2回 |
| | | | 細菌数、大腸菌群、 E. coli、黄色ブドウ 球菌、サルモネラ属 菌、腸炎ビブリオ | | 年6回 |
| かん詰又はびん詰食品 製造業 | 上記各営業に該当するものを除く かん詰、びん詰食品 | 残留農薬（許容量の定められた 原材料使用の場合に限る） | | | 年1回 |
| | | 漂白剤、甘味料、着色料、酸化 防止剤 | 耐熱性菌総数 | 異物 | 年2回 |
| 添加物製造業（法第25 条第1項の検査を要す るものを除く） | 化学的合成品で成分規格があるも の | 純度試験 確認試験（単なる小分け製造は 除く） | | | ロット ごと |
| | 天然物で成分規格があるもの | 純度試験 確認試験（単なる小分け製造は 除く） | | | |

| | | | | | |
|------------------------|-----------------------------|---|--------------------|-----|-------|
| つけ物製造業 | つけ物 | 残留農薬（許容量の定められた原材料使用の場合に限る） | | | 年1回 |
| | | 保存料、甘味料、着色料、漂白剤、酸化防止剤 | E. coli、腸炎ビブリオ | 異物 | 年2回 |
| 寒天製造業 | 寒天 | ホウ素化合物、漂白剤、着色料 | | | 年2回 |
| こんにゃく製造業 | こんにゃく、さしみ用こんにゃく | 水酸化カルシウム | 大腸菌群（さしみ用こんにゃくに限る） | | 年2回 |
| 干し柿製造業 | 干し柿 | 酸化防止剤（二酸化硫黄） | | | 年2回 |
| 珍味類の製造又は加工業 | 珍味類（海産品に限る） | 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤 | | | 年2回 |
| 青果卸業 | 青果類 | 残留農薬（許容量の定められた原材料使用の場合に限る） | | | 年1回 |
| | グレープフルーツ、オレンジ、レモン | OPP、ジフェニル、TBZ、イマザリル | | | 年1回 |
| 容器包装詰加圧加熱殺菌食品製造業 | レトルトパウチ | | 無菌試験 | | 年2回 |
| かずのこ加工 | かずのこ | 過酸化水素 | | | ロットごと |
| 液卵製造施設、卵選別包装施設 | 未殺菌液卵 | | 細菌数 | | 年6回 |
| | 殺菌液卵 | | サルモネラ属菌 | | 年6回 |
| | 液卵、食鳥卵 | 抗生物質、合成抗菌剤、内寄生虫用剤 | | | 年1回 |
| 洗剤製造業 | 飲食器専用洗剤以外の洗剤 | ヒ素、重金属、メチルアルコール、液性（pH） | | | 年2回 |
| 器具、容器包装等の製造加工業 | ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引き | ・溶出試験 カドミウム、鉛 | | | 年2回 |
| | 合成樹脂一般 | ・材質試験 カドミウム、鉛 | | | 年2回 |
| | | ・溶出試験 重金属 | | | 年6回 |
| | | ・溶出試験 KMnO ₄ 消費量(フェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂を除く) | | | 年6回 |
| | フェノール樹脂、メラミン樹脂、ユリア樹脂 | ・溶出試験 フェノール ホルムアルデヒド 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| | ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂 | ・溶出試験 蒸発残留物 ホルムアルデヒド | | | 年2回 |
| | ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂 | ・材質試験 ジブチルスズ化合物 クレゾールリン酸エステル 塩化ビニル ・溶出試験 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| | ポリエチレン、ポリプロピレンを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| | ポリスチレンを主成分とする合成樹脂 | ・材質試験 揮発性物質 ・溶出試験 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| | ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂 | ・材質試験 塩化ビニリデン バリウム ・溶出試験 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| | ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 アンチモン ゲルマニウム 蒸発残留物 | | | 年2回 |
| ポリメタクリン酸メチルを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 メタクリル酸メチル 蒸発残留物 | | | 年2回 | |
| ナイロンを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 カプロラクタム 蒸発残留物 | | | 年2回 | |

| | | | | |
|----------------|---------------------------------|---|-----|-----|
| | ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 蒸発残留物 | | 年2回 |
| | ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂 | ・材質試験 ビスフェノールA ジフェニルカーボネート アミン類 ・溶出試験 ビスフェノールA 蒸発残留物 | | 年2回 |
| | ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 蒸発残留物 | | 年2回 |
| | ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂 | ・溶出試験 総乳酸 蒸発残留物 | | 年2回 |
| | 金属缶（食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されているもの） | ・溶出試験 ヒ素、鉛、カドミウム フェノール ホルムアルデヒド 蒸発残留物 エピクロルヒドリン 塩化ビニル | | 年2回 |
| | ゴム | ・材質試験 鉛、カドミウム ・溶出試験 フェノール ホルムアルデヒド 亜鉛、重金属 蒸発残留物 | | 年2回 |
| | 包装紙等の加工品 | 規則別表第1に掲げる着色料以外の合成着色料、蛍光染料 | | 年2回 |
| おもちゃの製造業 | うつし絵、折り紙 | 重金属、ヒ素 | | 年2回 |
| | 上記以外のおもちゃ | 規則別表第1に掲げる着色料以外の合成着色料 | | 年2回 |
| | 塩化ビニル樹脂塗料 | 重金属、ヒ素、カドミウム、蒸発残留物 | | 年2回 |
| | | KMnO ₄ 消費量 | | 年4回 |
| | 塩化ビニル重合体を主体とする原料 | 重金属、ヒ素、カドミウム、蒸発残留物 | | 年2回 |
| | | KMnO ₄ 消費量 | | 年4回 |
| ポリエチレンを主体とする材料 | 重金属、ヒ素、蒸発残留物 | | 年2回 | |
| | KMnO ₄ 消費量 | | 年4回 | |

※ ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水）のうち、容器包装内の二酸化炭素圧が20℃で1.0kgf/cm²未満であって、かつ、殺菌又は除菌を行わないもの。